

大学における障害学生支援体制の現状と課題

—東海学院大学及び同大学短期大学部での取組—

池田敦子¹・横山真理²

(1:東海学院大学, 2:東海学院大学短期大学部)

要 約

大学における障害学生支援は、近年の障害学生の増加と、2016年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことにより、障害学生の実態把握、支援体制の整備、取り組みが推進されている。本学では、2018年3月に「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における障害等のある学生支援に関する基本方針」を策定したが、まだ全学的な支援システムは構築されていない。本稿では、障害学生支援の動向の概観と本学及び本学短期大学部における障害学生支援に関する2年間の取り組みから、本学における障害等のある学生の支援体制の構築の課題について明らかにした。現在、学生への支援方策は学科の教員に任されており、個々の障害等のある学生にふさわしい支援内容・支援システムについては十分に検討がされていない。今後は、障害等のある学生に対する支援システムの構築を行い、共生社会にふさわしいインクルーシブな大学、障害等のある学生を円滑に社会移行させていくための学生支援が課題となった。

キーワード：大学 障害学生支援 支援体制

1. はじめに

大学における障害学生支援は、近年の障害学生の増加と、2016年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことにより、障害学生の実態把握や支援体制の整備等の取り組みにより推進されている。

独立行政法人日本学生支援機構の「平成29年度(2017年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」によれば、障害学生数は31,204人で前年度から、3,948人増、障害学生在学期は914校(全学校数1,170の78.1%)であり、前年度に引き続き大きく増加している。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定により「障害による差別的取り扱いの禁止」は全大学で義務となり、「合理的配慮の不提供の禁止」は私立大学では努力義務となったことを受け、本学においても「学生支援に関する基本方針」の策定及び障害のある学生及び修学困難な学生の支援に着手した。

2018年3月には「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における障害等のある学生支援に関する基本方針」を策定したが、実際には学内にどの程度の障害等の困難を有する学生が在学しているのか、各学科で行われている学業上の困難を有する学生の困難の背景や、現在行われている何らかの支援について、全学的な課題として障害学生支援委員会での集約や検討がなされていない

実態であった。

本報告では、まず、近年の障害学生支援の動向について概観し、次に、東海学院大学及び同大学短期大学部における障害学生支援に関する2017年度・2018年の取り組みの現状を総括し、それを踏まえ、本学における障害等のある学生支援の現状と今後の支援体制の構築についていかなる課題があるのかについて明らかにする。

2. 今日の障害学生支援の動向

大学における障害学生支援の現状は、大学の進学率が50%を超え、今まで排除されていた学生も大学にアクセス可能となり、学生の意識や生活の実態の多様性と多様な困難を有する学生や障害学生が増加し、大学教育の困難を増加させている(姉崎:2015)。

前出の独立行政法人日本学生支援機構の調査報告(2018)によれば、障害学生の内訳は、病弱・虚弱(33.5%)、精神障害(26.6%)、発達障害(16.6%)、肢体不自由(8.2%)、聴覚・言語障害(6.3%)、その他の障害(4.8%)、視覚障害(2.7%)、重複障害(1.5%)の順である。このうち、発達障害学生は年々増加し、診断はないが配慮が必要な学生は診断有の学生の同数程度であり、精神障害と発達障害は58.4%に障害が重複しておりその支援の困難さを表している。そのため、障害学生支援は、多くの大学において従来の身体障害学生等の支援だけでなく発達障害や心身に多様な困難を抱える

学生への取り組みの拡充整備が強く求められている。

しかし、同機構同調査報告（2018）では、障害学生支援のための支援室や特に専任スタッフの配置は全大学等のうち193校（16.5%）であり支援体制は充分とは言えない現状である。「障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）第二次まとめ（以下第二次まとめ）」（文部科学省：2017）では、発達障害学生の支援の充実、専任スタッフ・学生支援コーディネーターの不足、専門職としての身分的位置付けについて言及しているが、近年、特に増加している発達障害学生などの多様な発達困難を示す学生への支援と障害学生支援室の設置、専任教員やスタッフの配置、とりわけ障害学生支援の中心となる学生支援コーディネーターを配置した障害学生支援体制の整備と構築は緊急な課題である（池田・田部・高橋：2015）。

障害学生支援は、多くの大学において障害の特性に対する合理的配慮の支援手順や内容は検討され始めているが、社会移行までを目指す長期的支援とその支援の中心となる学生支援室体制の構築に関しては各大学に任されていることが現状である。

2-1 障害者の権利に関する条約と障害学生支援

我が国は2007年「障害者の権利に関する条約」に署名し2014年に批准するまでに、障害者基本法の改正（2011）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定（2013）など、一連の障害者に関する国内法を整備した。

特に、2016年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され「障害者の差別的取り扱いの禁止」が全大学で義務化、「社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮の提供」が国立大学では法的義務、私立大学では努力義務となったことは、障害学生支援の取り組みの推進に大きな影響を与えた（池田・高橋：2016）。

文部科学省は、2012年「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」において「我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題を取りまとめた。

合理的配慮については「大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いものを大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理した」と、報告している。

2016年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に向け、国立大学では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が、私立大学では「対応指針」を策定することとなり、大学の教職員が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に即して適切な対応の必要事項を定めることとなった。

文部科学省は2017年、「平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について（略）」の検討を開始し、

①不当な差別的取扱い：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。

②「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲している。「社会モデル」の理解が不可欠。

と、第二次まとめで基本的な考え方を報告した。

2-2 学生支援と学生支援室・支援専門職である学生支援コーディネーターの役割に対する議論

文部科学省高等教育局（2000）「大学における学生生活の充実方策について（報告）」（廣中レポート）では、「学生支援を多様な学生に対応するきめ細かな教育・指導に重点を置き、学生相談は人間形成を促すものとして捉え直し、大学教育の一環としてカウンセラーの充実、常勤の専門性のある教職員がシステムとして整える」と位置付けた。

従来「学業の行き詰まり」「成績不良」「休みがちな学生」「不登校学生」に対する学生支援は保健管理センターを中心に相談が始まったが（山本：2004）、学生の支援は、授業や試験評価などの学業上の支援を視野に入れ、学生相談室や保健管理センターに留まらない幅広い連携・協力体制の構築の重要性（小見：2008）、学生相談室・学生課・担当教員などの関係者がチームを組んで支援を考えた学内関係部署との連携や協力体制の必要性が認識されてきた。吉武（2010）は「大学の学生支援体制の今日的課題は、チーム援助、連携を実行的に行える学内体制、専任の常勤のカウンセラーを中心とした学内相談支援体制の構築である」と述べている。

このように学生支援は、専任の専門性のある教員の体制により、学生自身の問題解決能力や主体性を育てる支援（苫米地：2010）や、特別な配慮が必要になる学生の増加に伴い、「学生相談カウンセラーも教育機関の中で、共同チームの一員として大学機関に働きかけていく、

新しい今までの心理学精神医学から脱却した学生援助をめざす」方向性が求められてきた（高石：2009）。

佐藤（2010）は、「発達障害学生の支援体制はその支援ニーズから組織的な対応に対する学生支援室や学生支援コーディネーターの重要性」を、都築（2014）は「合理的配慮の決定には支援の主体となる担当教員に対するコンサルタント機能やコーディネーター機能を活用し、協議したうえで行なうことが不可欠であり、障害学生支援室、専門スタッフの配置が必要である」と、合理的配慮の合意形成における支援会議・コーディネート機能の必要性を指摘している。

従来、多くの大学が厚意で行ってきた身体障害学生の支援や、保健管理センターでのカウンセリング的な発達障害等心身に様々な困難を有する学生の支援に対し、今日では学生支援室の設置と常勤の専門性のある教職員がコーディネーターとして、本人・保護者・学科教員・関係教職員とシステムの支援し、修学上の様々な支援と就職等の社会移行支援の取り組みが求められている。

3. 私立大学に関する論議

全国の大学等において、私立大学等割合は70%である。これらの私立大学等に在籍する多くの障害のある学生及び発達障害や心身に多様な困難を抱える学生への支援は喫緊の課題である。

障害学生支援に関して実際の大学教育における議論の中心について、筆者（横山）が参加した研修会での議論の概略をまとめ、本学における障害学生支援に関し、いかなる課題があるのかについて示唆を得る。

3-1 第6回東海地区障害学生支援担当者会「名城大学障がい学生支援フォーラム」（2018年2月28日、於：名城大学において開催）

前半部は、「障害のある学生への支援について」と題した金井学氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係長）による講演、及び、「教育の質と障害学生支援—文科省第二次まとめにおける議論から」について柏倉秀克氏（日本福祉大学教授）による講演であった。

柏倉秀克氏によれば、「第二次まとめ」においては、合理的配慮の決定手順がより具体化され、①障害のある学生からの申し出、②学生と大学等による建設的対話、③内容決定の際の留意事項、④決定内容のモニタリング、の4つが明確にされ、特に、高等教育カリキュラムにおける各科目の具体目標や内容、評価基準を障害学生の実態に合わせて変更しないことが重要である。

文部科学省以外の省庁においても障害学生支援の具体的な取り組みが開始され、例えば、厚生労働省は、同省

保健福祉部が所管する地域生活支援事業の一つとして「重度訪問介護の大学修学支援事業」が、2018年（平成30年）4月より開始される予定であるが、すでに重度訪問介護の受け入れ体制の整備に着手している大学がある。

次に、柏倉氏の講演の要点では、今日の障害学生支援体制の構築において、「第二次まとめ」は中核的文書として、「対応指針」は「指針」という呼び名以上に法律に準じて拘束力をもつ強力なガイドラインとして位置付く。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴う障害学生への差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供の禁止が「努力義務」とされている私立大学においても、大学等の学長はリーダーシップを発揮し全体的な支援体制を整備する必要がある。

修学支援における強調点は、高等教育機関としての教育の質保障にあり、「シラバス」が教育の質保障の要となるため、各科目担当教員は、①授業の目的・内容・方法は明確か、②目的達成の方法は明確か、③その方法が社会的障壁となっているか、④本質を変えずに障壁の除去が可能か、といった観点から点検することが重要である。

大学における実施体制の確立については、「第二次まとめ」の中で①事前的改善措置、②学内規程の整備、③組織が提示された。これを踏まえ、合理的配慮の決定手順（先述）を具体化し実行する。特に、今後の大学側と当該学生との間の関係構築を左右する可能性がある点で、支援の最初のステップとなる「障害のある学生からの申し出」を重視し、「決定内容のモニタリング」では支援行為と結果を支援学生と共有し評価することにより、支援に関する当該学生の満足度も高まる。

3-2 高等教育アクセシビリティプラットフォーム短期大学障害学生支援担当者検討会（2018年3月1日、於：東京）

高等教育アクセシビリティプラットフォーム事業は、文部科学省による「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」の補助を受け、京都大学障害学生支援ルームが中心となって進めている。「事業1 相談事業、事業2 ネットワーク形成事業、事業3 連携促進事業」の3つが主な事業である¹⁾。

「高等教育機関に求められる障害のある学生に対する」と題した村田淳氏（京都大学学生総合支援センター准教授）による講演内容の要点は以下のとおりである。

「第二次まとめ」においては、大学における実施体制の具体的な内容として、①事前的改善措置、②学内規程、③組織が示されている。①は障害学生に対する合理的配

慮の基盤となる観点であり、障害学生の増加を前提とした基本的な大学教育環境の整備（物理的、心理的障壁の解消を目指す取り組み）を重視した。

合理的配慮内容の構成要素については、「障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）（第4回）」での配布資料「合理的配慮についての若干のコメント：川島聡（岡山理科大学）」³⁾の資料では、「個々のニーズ、社会的障壁の除去、非過重負担、本来業務付随、機会平等、本質変更不可、意向尊重」⁴⁾を挙げ、このうち、本来業務付随⁵⁾と本質変更不可⁶⁾の観点が重要でこれらの各要素が合理的配慮の妥当性の規準となる。

参加者によるグループディスカッションの構成メンバーは、各短期大学において障害学生支援関係の分掌を担当している教職員であった。共通に出された問題として、障害学生支援体制を支える人的配置があげられた。支援者が①大学に設置されている保健室の保健師が実質的に学生相談の役割を担っている、②障害学生支援の経験の豊富な教員がイニシアティブをとり啓発活動などに取り組んでいる、③障害学生支援のセンター的機能を果たす部署に人的配置がないため組織的で計画的な運営ができない、など人的配置の乏しさをめぐり悩みが共有された。

各短期大学においては、実施可能な方策から着手し実現した経験が語られ、①図書館職員や保健室職員も構成員に入れた定例会議の開催、②学生支援室における非常勤のカウンセラー配置の実現、③入学予定者に対して事前の相談窓口の設定、全新生対象のリーフレット「障害学生支援室って何だろう」の作成と全学生及び全教職員への配布、④教職員の理解度を高めるためのFDの実施、⑤学外実習先機関に対する障害学生への理解を促す働きかけ、などであった。本学での、障害学生支援委員会の検討を経て「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」の策定に至った経験についての発言は共感を得た。

3-3 平成30年度岐阜大学技術交流研究会事業「発達障害学生支援における大学と地域の連携の実際」⁷⁾（2018年10月14日、於：岐阜）

「発達障害学生支援における大学と地域の連携の実際」と題したシンポジウム登壇者は、堀田亮（岐阜大学保健管理センター助教・臨床心理士）、加藤永歳（厚生労働省発達障害対策専門官）、船越高樹（京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルーム高等教育アクセシビリティプラットホーム特定准教授）、河村あゆみ（岐阜大学障害学生支援室コーディネーター）、松本知子（株式

会社ゲオ・ビジネスサポート営業部）、田邊裕貴（株式会社ゲオ・ビジネスサポート営業部ストアコーディネーター企業在籍型職場適応援助者）であった。

本会の特色は、高等学校や高等教育機関（大学や高等専門学校など）において生徒・学生支援に携わる教職員と、就労移行支援事業や就労中の実際的な支援を行っている企業の担当者が一堂に会し、社会的自立を見通した障害学生支援に関する情報の共有を図った点にあった。次世代育成の視点から、義務教育諸学校、高等学校、大学など高等教育機関、地域、企業、広くは社会全体で、障害学生を長期的に支援する枠組が必要である。異業種間の連携の問題としては教育と福祉の連携の問題、高等学校における発達障害生徒支援の問題、特別支援教育体制が確立されている義務教育諸学校での支援の高等教育機関への連携、障害学生の自己理解はどのタイミングでどのように援助していくのが適切かという問題である。大学教育としては、障害学生支援の取り組みを通じて、人を育てる大学の役割の問い直しが改めて可能になるなどであった。

参加した企業側からは、企業としての生産性、費用対効果を考慮しなければならない現実があるが、障害者雇用のオピニオンリーダーとして、具体的な実践によりビジョンを示す意気込みを持っていると語られた。

3-4 日本学生支援機構による、「平成30年度 障害学生支援理解啓発セミナー」

文部科学省行政説明では「障害のある学生の修学支援において私立は努力義務とはいえず学内規定である対応マニュアルが必要であり、委員会、専門部署（障害学生支援室専門職員の配置）、紛争解決第三者組織の設置が求められている」と話された。

取り組むべき課題として「中・高等学校からの大学への移行支援、大学から就労への移行支援（行政との連携）、大学間連携や関係機関との連携、支援を行う専門人材の養成・配置、研修、理解・啓発と情報公開」などの私立大学における取組の重要性が示された。

大学への支援では、「費用に関しては私立大学等経常費補助金（一般補助）、拠点校の設置（東海地区：日本福祉大学）、ガイドブック・合理的配慮ハンドブック・紛争解決事例集の発行、研修会等を行っている」と報告された。

3-5 本学における障害学生支援に関する課題への示唆

障害学生支援に関して実際の大学教育における議論の中心について、筆者（横山）が参加した研修会での議論の概略をまとめた。それを踏まえ、本学における障害学

生支援に関する課題は、いかなる点にあるのかについて示唆を次に示す。

第一の課題として、合理的配慮の基盤となる事前的改善措置である社会的障壁の除去があげられる。物理的バリアフリーの整備については、大学環境の点検活動により必要な予算措置を講じて計画的に整備する必要がある。心理的バリアフリーについては、支援パンフレットの作成、在学生や教職員に対する理解啓発に関する授業・研修の実施などが考えられる。

第二の課題として、障害学生支援体制の要となるセンター的機能を担う支援室と支援室への人的配置があげられる。本学においても、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」を策定したことから、今後は障害学生支援体制を計画的に構築しその要としてのセンター的機能を担う学生支援室を設置し、コーディネーターの役割を果たす支援室の運営スタッフを配置することが必要不可欠である。このような障害学生支援体制の整備は地域や高等学校における大学の認知度や信頼性が確実に高まるといえる。

第三の課題として、当事者である障害学生の学びと社会的自立を支える「連携」である。当事者の保護者と大学との連携はもとより、学内においては授業担当者との連携、学生生活課や学生就職課と各学科教員との連携、学外においては大学入学以前の教育機関との連携、地域住民や各種企業や就労移行支援事業団体との連携などがある。これらの連携により、障害学生に対する一貫性のある支援の継続が可能になり、当事者の利益につながるという。

4. 東海学院大学及び同大学短期大学部における障害学生支援委員会の取り組み

本学ではこのような動向を受け「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」を策定し、障害のある学生及び修学困難を有する学生の支援体制の構築を行っているところである。2017年度・2018年度の大学及び同大学短期大学部における障害学生支援に関する取り組みの総括と課題について報告する。

4-1 本学各学部学科における障害学生支援に関する意識

本学においても過去には車いすを使用した身体障害の学生が在籍し、それをきっかけとして学内のバリアフリーは整備された経緯があった。2016年度障害学生支援委員会が発足されたが、その後、具体的な活動はなく、本学の独立行政法人日本学生支援機構の障害のある学生

の修学支援に関する実態調査では、身体障害、難聴、内部疾患、精神疾患、発達障害等の学生が散見されたが、当該学生からの支援要請や学科での支援の様子は集約されていない実態であった。

4-2 「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」の策定における理念・目標

2016年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に向け、私立大学では「基本方針」を策定することが文部科学省より示されたことを受け、策定することとなった。

本学の「学生支援に関する基本方針」は、国大協による「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」や障害学生支援の東海地区の拠点校である日本福祉大学の基本方針を参照し、本学が実現可能な内容を検討して策定した。

理念・目標には、第一に、建学の精神「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」のもと、学是「人づくり」に基づき、「障害の有無に関わらず一人ひとりの学生がお互いの人格や個性を尊重し協力しあい成長し、社会参加ができるための支援を行う事」を明記した。

第二に、全国的には発達障害等の困難を有する学生や、診断はないが学修や実習等に何らかの困難を有する学生が増加しているが、本学も同様な傾向がみられたことから、「障害学生の支援とともに、修学上の何らかの困難を有する学生に対する修学支援を行ない、すべての学生の能力や適性に応じた支援を適切に対応するための必要な事項を定める」とし「障害等のある学生支援に関する基本方針」とした。このことは、2018年3月の教授会で承認された。

同時に、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会規程を変更した。

基本方針は、各学科での周知、ホームページにアップ、大学紹介パンフレットに掲載した。

*「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」は文末に添付する。

4-3 研修会の参加

障害等のある学生支援に関する情報は、以下のような研修会に積極的に参加し収集した。東海地区障害学生支援担当者会、日本学生支援機構体制整備支援セミナー、全国高等教育障害学生支援協議会である。東海地区障害

学生支援担当者会については、委員会として昨年度から定期的に参加するようにした。今年度は事務方が参加し、事務方ならではの悩みを共有した。研修の報告内容は、上記の私立大学に関する論議の項に記述した。以下、参加内容である。

- ①第5回東海地区障害学生支援担当者会。
- ②日本学生支援機構体制整備支援セミナー。
- ③全国高等教育障害学生支援協議会第3回大会。
- ④東海地域障害学生支援担当者会、京都大学プラットフォーム事業検討会・短期大学障害学生支援担当者検討会。
- ⑤第7回東海地区障害学生支援フォーラム。
- ⑥全国高等教育障害学生支援協議会第4回大会。
- ⑦障害学生と就労 岐阜大学。
- ⑧平成30年度障害学生支援 理解・啓発セミナー。

4-4 教職員に対する理解啓発活動

教職員の理解・啓発活動として、2017年12月「全国の障害学生支援の動向と本学の学生支援の現状と課題ー誰もが学びやすいユニバーサルな大学を目指してー」の演題で研修会を実施した。

研修の後のアンケートでは①発達障害が疑われる学生が在籍しレポートが書けない状態である②精神疾患の学生に授業開始前に病名を告げられ「お手伝いできることはありますか」と尋ねると、終了後にノートが取れないときは見せて欲しいと要請があった③現学生でLDの疑いの人が在籍し対応が悩ましく単純に学力(努力)不足なのか障害なのか、判断が難しい④発達障害者は様々な内容があるので一律的な対応を取れない⑤聴覚障害の学生には配布物を工夫し正面で話しをするようにした、などの体験エピソードが多数あり、実際には、教員は障害等の困難を有する学生に対して個々に努力して対応していることが明らかとなった。

障害学生支援に対しては①合理的配慮が私立大学において努力義務になったことを知っていたが、自身の業務において対応が必要になったときにどうするかがとても難しいように感じた②大学としての体制整備があるととても良いと思う。学科を超えての対応を行う必要がある場合どのように連携を取っていくかについて考える必要があると感じた③障害学生支援に詳しい専門家に来ていただき指導・助言をしてもらおうと学生のためになり、本学でもこのような研修の取組があることは良いと思う、などの意見があり教職員が連携しシステマ的な支援が開始されることを期待していることが明らかとなった。

4-5 本学学生に対する基礎ゼミナールでの理解・啓発

学生に対する理解・啓発活動は、1年生入学時の基礎ゼミで実施した。2018年度は短期大学部幼児教育学科、子ども発達学科、心理学科において、「ともに学ぶインクルーシブな大学をめざして」をテーマとした。

目的は、本学における障害等のある学生に対する支援の目指すもの①障害のある学生だけでなく大学生活に困難を感じている学生を含め、一人ひとりの学生が安心して学ぶことができる大学づくり②社会に出た際に社会の一員として多様な人とともに生きる力を身につける、とした。

学生からは①障害のある学生だけでなく大学生活に困難を感じている学生を含め一人ひとりの学生が安心して学ぶことができる大学づくりが大切である②誰も排除しないインクルーシブな社会の形成に向けた教育が大切なことを学んだ、などの感想が多く寄せられ、基礎ゼミは理解・啓発にふさわしい機会であり、例年実施していく予定である。

4-6 全学避難訓練の取り組み

毎年実施されている避難訓練において、障害学生を対象とした避難訓練を実施した。内容は車いす学生の避難を想定した。

この取り組みは、災害時に障害のある者が避難弱者となるため、避難の工夫やともに生きる気風を醸成することを目的とした。避難訓練に参加した学生が車いす学生の避難訓練を目にしたことで、災害時には様々な災害弱者が存在していることを知り、学外でも災害時にお手伝いや声かけのきっかけとなればと考えた。

車いす学生の避難訓練ボランティアを行った子ども発達学科の特別支援教育を学ぶ学生は、①今回の避難訓練では、当たり前だと思っていたことができなかったことに驚いた。特に車いすの扱い方が難しかった、②車いすの乗り降りや押し方乗った際に感じる体感スピードなどは、体験してみなければ分からないと思う。凄く良い経験になったので、是非他の学生にも体験してもらいたいと思った、など体験してこそ災害弱者に寄せる思いが生じる感想を寄せ、今後も継続して行っていく意義が明らかとなった。

4-7 学生支援室設立への取り組み

本学では学生相談室が機能していない現状であり、第一次セーフティネットである大学部の保健室がしばらく保健師が不在であったことから、学生相談に関する受け皿が課題であった。このことから、学生支援センターが

中心となり相談室の立ち上げが検討され、障害学生支援委員会もメンバーとして検討に加わった。

独立行政法人日本学生支援機構：平成30年度障害学生支援理解啓発セミナーにおいて「障害のある学生のための修学支援」でA私立大学事務グループ長は、「学生支援センターに必要なものは、窓口、支援の委員会、規定、支援を担当する職員（コーディネーター、事務職員）、事務室、学生支援スタッフ、相談スペース、障害学生の修学支援窓口、学生相談の総合窓口、心理相談室との連携、業務規定の策定である。コーディネーターと心理職と一緒に話し合う場、所属学科、授業担当、学務部でのチームが必要」と報告している。このように、学生相談室の機能としては、気軽に相談できる場所としての相談室から、保健管理部門、カウンセリング部門、障害学生支援部門、修学支援部門が必要であり、支援学生とそれをめぐる各教職員での支援会議と調整機能を果たす専任のコーディネーターの配置は必須である。

5. まとめと今後の課題

本学では、「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における障害等のある学生支援に関する基本方針」を策定した。しかし、実際には学内に障害等の理由により修学上の困難を有する学生がどの程度在学しているのか正確な実態把握はなく、学生からの支援要請は各学科や授業担当教員による個別的な対応が現状であった。

本学大学部においては、国家資格・教員免許状・保育資格を取得する学科では、修学上の困難を有する学生は、基礎学力の向上や実習でのコミュニケーションの取り方、実習記録簿の書き方、指導計画の企画・立案等が課題である。今までは実習の実施を危ぶまれる学生も実際にあった。これらの学生の実習について、例えば子ども発達学科であれば、実習の前に該当学生の困難を担任教員、実習担当教員と事前検討を行い実習先と相談することで円滑な実習が実施できた事例も見られる。このように大学と実習先の連携した支援が必要である。実習関係では、実習に関する支援の中心となる教育実習センターの設置なども必要である（池田ら：2017）。

また、単位の取得状況に課題のある学生については、本人任せにせず、節目ごとに本人・保護者・担任を交えた三者面談を行い、学生に修学上の困難が隠れていないかなどを丁寧に相談し、卒業に向けた支援を行う必要がある。就職に関しては、学業と就職活動が両立しない学生に関しては、本人・保護者・担任等と面談を行い、明確な優先順位を示す、適切な職業評価を行い職業のミスマッチを防ぐなど円滑な社会移行を促していくことは大

学としての重要な課題であり、これらの円滑な実施のための学生支援室や学生支援コーディネーターの配置が早急に求められている（池田敦子：2015）。

本学短期大学部は保育士養成課程を有し、学生は2年または3年間という短い期間で合計4回の実習を行い、保育士の資格を得る。保育・施設実習において、発達障害等困難を有する学生が最も苦手とするのが、保育・施設職員とのコミュニケーションと、保育記録や保育計画の作成である。

保育・施設職員が発達障害等困難を有する学生をどのように指導すべきかとまどうことも少なくないため、担当教員は予想される問題とその対処方法、対象学生の実習での獲得目標について、保育・施設職員に伝え共通理解を図ることが重要である。そのためにも、担当教員任せにせず、学内委員会でのケース会議の開催など組織的な支援体制の下で具体的な支援を行う必要がある。

本学における2年間の取り組みと大学と短期大学部の課題、本学における障害学生支援に関する課題への示唆とを踏まえ、障害学生支援委員会としての今後の課題を以下のように考える。

- ①各学科で対応している支援事例を集め、学生の困りごとや支援を集約しやすい支援フローチャートの作成、合理的配慮のための合意形成が確認できる支援システムの整備、教員・学内関係部署と連携のシステムの構築。
- ②支援の窓口を明確にし、ホームページやリーフレット等の作成により、本学学生からも入学希望者を含めた外部者からも一目で本学の支援が分かるような啓発活動。
- ③基礎ゼミでの学生に対する理解・啓発、研修での教職員の研修を行い、支援を受けることが当たり前の大学の気風の醸成。
- ④障害学生支援の地域連携や独立行政法人日本学生支援機構等の研修に参加し、最新の情勢やノウハウを学内に反映。
- ⑤学生支援室の立ち上げに協力し、その充実を図るとともに、支援室の在り方や支援の中心となる学生支援コーディネーターの配置など、今後の障害学生支援室部門に向けての展望。

本学は、学生に対し教員の目が行き届きやすい現状ではあるが、その支援の方策は学科の教員に任されていることが多く、個々の障害等のある学生にふさわしい支援内容になっているかについては十分に検討がされていない。学生相談室の立ち上げや学生支援コーディネーターの配置は重要な課題である。（池田・高橋：2017）

障害等のある学生に対する支援システムの構築は、共生社会にふさわしい大学を作り学生を円滑に社会移行さ

せていく大学の使命に合致している。また、本学における障害学生支援は、面倒見のよい暖かな大学として地域で理解される大学づくりの一端を担っているといえる。

【付記】本報告は、科研費 18K02801：平成 30 年度 基盤研究(C)の助成を受けている。

注：

- 1) 高等教育アクセシビリティプラットホーム ホームページ参照。<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/>。
- 2) 「障害のある学生の修学支援に関する検討会」の第一次まとめ(2012)年及び第二次まとめ(2016年)の内容については、文部科学省ホームページ参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm (第一次まとめ)。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm (第二次まとめ)。
- 3) 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)(第4回) 配付資料。文部科学省ホームページ参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gijiroku/1375794.htm
- 4) 高等教育アクセシビリティプラットホーム短期大学障害学生支援担当者検討会(2018年3月1日、於：東京)における村田淳氏が作成した配布資料による。
- 5) 川島聡は3)の資料の中で、本来業務付随について次のように記している。「配慮に伴う負担の非過重性を意味する。ある配慮に伴う負担が過重か否かは、個別の事案ごとに、①事務・事業への影響の程度、②実現可能性の程度、③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況などの要素が考慮に入れられて、総合的・客観的に判断される(基本方針)。」。3) 前掲資料参照。
- 6) 川島聡は3)の前掲資料の中で、合理的配慮と本質変更不可の関係について次のように記している。「社会的障壁の除去の実施について(の)必要かつ合理的な配慮」の略語が「合理的配慮」である(内閣府のQ&A)。ここでいう「合理的配慮」には、個々のニーズ(性別や年齢に関連するニーズ、プライバシーのニーズを含む)、社会的障壁の除去、非過重負担の要素が含まれるほか、本来業務付随、機会平等、本質変更不可の要素も含まれる(基本方針)。」。3) 前掲資料参照。
- 7) 主催：岐阜大学堀田亮(保健管理センター助教・臨床心理士)・川上ちひろ(医学教育開発研究センター) 岐阜県発達障害学生就労支援研究会、後援：京都大学学生総合支援センター 障害学生支援ルーム高等教育アクセシビリティプラットホーム、協賛：一般社団法人サスティナブル・サポート合同会社GCC。

【文献】

姉崎洋一(2015) 近年の大学政策・大学教育の動向と課題—特別な支援を必要とする学生への大学教育の課題—、『障害者問題研究』43(2)。
 独立行政法人日本学生支援機構(2018) 平成29年度(2017年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書。
 池田敦子(2015) 大学における発達障害学生支援の現状と学生支援コーディネーターの役割—A大学における学生支援コー

ディネーターの取り組みから—、『障害者問題研究』第43巻2号、pp.36-40。
 池田敦子・田部絢子・高橋智(2015) 大学における発達障害学生支援の現状と学生支援コーディネーターの役割に関する研究、『日本特殊教育学会第53回大会発表論集』。
 池田敦子・高橋智(2016) 大学の発達障害学生支援における学生支援コーディネーターの役割—発達障害学生の修学上の支援事例を通して—、『日本教育学会第75回大会発表要旨集』。
 池田敦子・高橋智(2017) 大学における発達障害学生支援の現状と学生支援コーディネーターの役割—全国の国立私立大学の面接法調査から—、『日本特別ニーズ教育学会第23回研究大会発表要旨集』。
 池田敦子・田部絢子・石川衣紀・内藤千尋・神長涼・石井智也・高橋智(2017) 大学の教職課程における発達障害学生支援と合理的配慮、『東京学芸大学紀要 総合教育科学系』68。
 文部科学省(2000) 大学における学生生活の充実方策について(報告)—学生の立場に立った大学づくりを目指して—。
 文部科学省(2012) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)。
 文部科学省(2017) 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)第二次まとめ。
 小見夏生(2008) 発達障害に関する基礎知識、『大学と学生』60。
 佐藤克敏(2010) 発達障害のある学生の理解と支援、『大学と学生』81。②高石恭子(2009) 現代学生のこころの育ちと高等教育に求められるこれからの学生支援、『京都大学高等教育研究』15。
 高石恭子(2009) 現代学生のこころの育ちと高等教育に求められるこれからの学生支援、『京都大学高等教育研究』15。
 苫米地憲昭(2010) 教職員のための学生相談の基本—カウンセラーの視点から—、『大学と学生』84。
 都築繁幸(2014) 障害者差別解消法施行に向けての発達障害学生の修学支援上の課題、『愛知教育大学保健環境センター紀要』13。
 山本大介(2004) 苦難を抱える学生への支援—キャンパスに共に在る者として—、『大学と学生』5。
 吉武清實(2010) 学生相談の近年の傾向と課題、『大学と学生』84。

【執筆分担】

- 池田 敦子
1. はじめに
 2. 今日の障学生支援の動向
 4. 東海学院大学及び同大学短期大学部での取組における障害学生支援委員会の取り組み
- 横山 真理
3. 私立大学に関する論議
- 共同執筆
5. まとめと今後の課題

【添付】

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における
障害等のある学生支援に関する基本方針

東海学院大学短期大学部東海学院大学
平成 30 年 4 月 1 日

1 理念・目標

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学（以下「本学」という）は、建学の精神「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」のもと、障害の有無に関わらず、一人ひとりの学生が、お互いの人格や個性を尊重し、協力しあい、成長し、社会参加ができるための支援を行います。

- (1) 本学は、「障害者の権利に関する条約（2006 年 12 月国連総会採択）」、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」及び、同対応指針（平成 27 年 11 月 26 日付 27 文科初第 1058 号）の理念を実現するための、障害学生注 1 支援を行い、障害を理由に不当な差別的取り扱いや権利利益を侵害されることのないよう、社会的障壁注 2 を除去します。
- (2) 本学は、障害学生の支援とともに、修学上の何らかの困難を有する学生に対する修学支援を行ない、すべての学生の能力や適性に応じた支援を適切に対応するための必要な事項を定めます。

2 基本方針

- (1) 本学は、理念・目標を達成するために、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会」を置き、相談窓口をはじめとする学内支援体制を整え、障害等のある学生に対する学生支援を推進するとともに、すべての学生や教職員に対し、支援が必要な学生及び障害等に対する理解促進、啓発に努めます。
- (2) 本学は、日常的な教育や指導などの場において、障害等のある学生に対して、修学上の差別や不利益が生じないように努めます。
- (3) 本学は、障害等のある学生から、支援及び社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（意思の表明する支援を含む）があった場合は、双方の建設的対話による合意形成により、必要な支援及び合理的配慮の提供を行ないます。支援や合理的配慮の提供においては、障害等の状態や環境等の変化に応じて、適時、見直しに努めます。

(4) 本学は、障害等のある学生の保護者等と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。

(5) 本学は、障害等のある学生の受け入れ姿勢、支援方針を明確にし、情報の公開に努めます。

(6) 本学は、障害を理由に不当な差別的取り扱いや権利利益の侵害に関する紛争の防止又は解決のために体制を整備します。

(7) 障害等のある学生を支援するうえで知り得た個人情報、個人情報保護に関する学校法人神谷学園の基本方針」及び「学校法人神谷学園に置ける個人情報保護に関する規程」により厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。

ただし、学生支援を行うために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守し、支援者間での個人情報の共有を行います。

注 1 障害者とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

注 2 社会的障壁とは、障害があるものにとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会的物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号））

参考

- ①障害者の権利に関する条約（2006 年 12 月国連総会採択、2014 年 1 月日本国批准）
- ②障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）
- ③障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び同対応指針（平成 27 年 11 月 26 日付 27 文科初第 1058 号）
- ④東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会規程
- ⑤個人情報の保護に関する学校法人神谷学園の基本方針及び学校法人神谷学園に置ける個人情報保護に関する規程
- ⑥障害のある学生の修学支援に関する検討委員会（平成 28 年度）第二次まとめ（文部科学省：平成 29

年1月)

- ⑦障害者差別解消法に係る国立大学法人における教職員対応要領（雛形）（国立大学協会：平成27年10月）

附則

この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。

A Present Situation and Agenda of a Support
System of University Students
with Special Needs
— Efforts Made at Tokai Gakuin University
and Tokai Gakuin College —
IKEDA Itsuko and YOKOYAMA Mari